

“見る”だけじゃダメよ ハザードマップ 洪水

年々被害が大きくなる水害を受け、2021年5月に水防法が改正されました。水防法？どう変わるの？…いやその前にそもそもハザードマップってきちんと知らないのでは？ということで、大同大学工学部建築学科土木・環境専攻の鷲見(すみ)哲也教授に、今回の改正に関わる洪水ハザードマップについていろいろ伺い、問題点を考え、何ができるか紹介していきます。

ハザードマップって？

国土地理院では、以下のように説明しています。

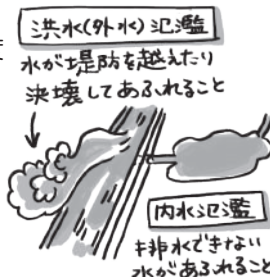
自然災害による被害の軽減や、防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。大判の地図や冊子タイプで配布されますが、各自治体のホームページや国土交通省のサイトからも確認できるようになっています。



ハザードマップの種類

ハザードマップの種類は、以下の通りです。

- ・洪水：河川の氾濫(外水)
- ・内水：排水不足・低地地形
- ・高潮：主に台風・海から
- ・津波：地震(沖合の震源地)
- ・ため池
- ・地震危険度
- ・土砂災害
- ・火山



水害ハザードマップとは？

洪水、内水、高潮のハザードマップを総称して「水害ハザードマップ」と呼びます。これらは「水防法」によって規定され、市町村または県が「水害ハザードマップの手引き」にしたがって作成・公表します。

洪水ハザードマップは、大雨によって河川が増水し、堤防が決壊するなどの氾濫が発生した場合の、浸水が想定される範囲と、避難場所などを示しています。

水防法(すいぼうほう)1949(昭和24)年制定
洪水、雨水出水、津波または高潮による水災の警戒・防御と被害の軽減を図るための法律。水防の責任の所在、水防活動の内容、それらの費用について定めている。

洪水ハザードマップができるまで

浸水想定区域図

河川管理者である国、都道府県が浸水想定区域図を作成。

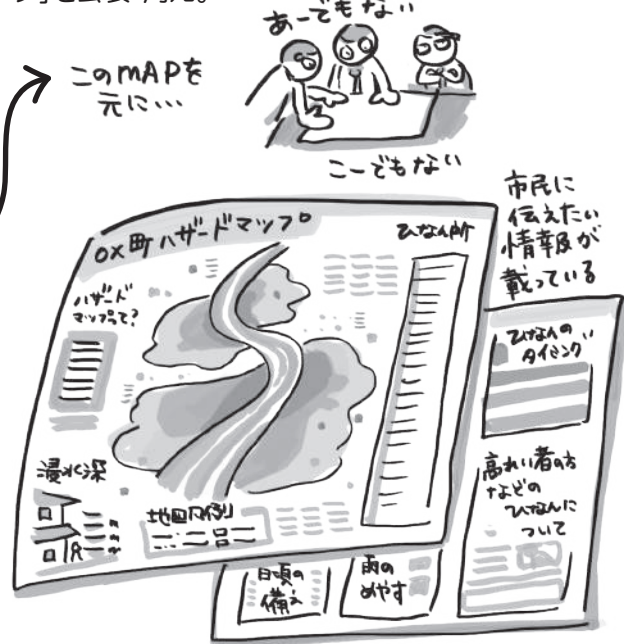
- ①まず、想定最大の雨が降った場合に越水・決壊しそうなところを全てピックアップ
- ②それぞれの場所でどこまで浸水するか計算
- ③それらすべてを合体させる



国・都道府県

ハザードマップ

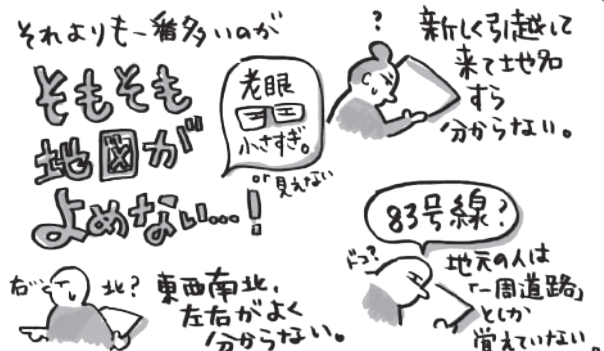
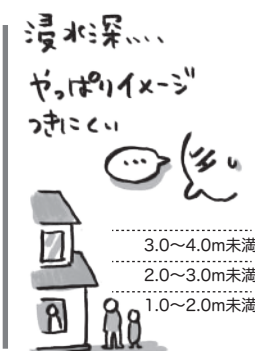
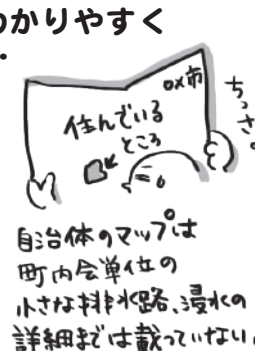
「浸水想定区域図」を元に、市町村が地域の水害特性などの分析、避難方法の検討をし、「洪水ハザードマップ」を公表・周知。



市町村

どんなにわかりやすく作っても...

配るだけじゃダメ。



じゃあどうする？

RSYのとりくみ

みずから守るプログラム

住民みずからが、在住する地域のハザードマップを作成する、「みずから守るプログラム」というものがあります。2011年度から愛知県河川課が実施しているもので、毎年どこかの市町村がこのプログラムに取り組んでいます。RSYは市町の依頼を受けて、講習会やまちあるきなどのサポートを行なっています。



プログラム内容

ハザードマップを読み解く

勉強会でハザードマップの見方、避難所の確認、浸水時の危険・安全箇所、近年の水害の特徴、情報の入手方法、避難のタイミングなどを学ぶ。

情報とリアルを一致させる

グループでまちあるきを行い、在住する地域の危険・安全・浸水か所などを白地図上に書き込む。

それぞれが書き込んだ情報をまとめ、1枚の地図上に落とし込み、追記または削除する情報を話し合って決め、地図を完成させる。

この取り組みを行うことで、一人ひとりがハザードマップの見方だけでなく、避難行動などを理解することができ、防災スキルの向上につながっています。



※河川の工事などが進むと浸水の想定も変わるので、最新の情報は国土交通省の「ハザードマップ ポータルサイト」で確認しましょう。

ハザードマップポータルサイト

